

令和 8 年第 3 回加須市議会定例会

加 須 市 議 会 議 案

令和 8 年 8 月 2 8 日招集

加 須 市

目 次

第 79 号議案	令和 8 年度加須市一般会計補正予算（第 2 号）…………… 別冊
第 80 号議案	令和 8 年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）…………… 別冊
第 81 号議案	令和 8 年度加須市介護保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）…………… 別冊
第 82 号議案	加須市行政手続における情報通信の技術の利用に関する 条例の一部を改正する条例…………… 1
第 83 号議案	加須市税条例の一部を改正する条例…………… 8
第 84 号議案	工事請負契約の締結について…………… 14
第 85 号議案	工事請負契約の締結について…………… 15
第 86 号議案	財産の取得について…………… 16
第 87 号議案	損害賠償の額を定めることについて…………… 17
第 88 号議案	市道路線の認定について…………… 18
第 89 号議案	市道路線の廃止について…………… 20
第 90 号議案	市道路線の認定について…………… 22
第 91 号議案	市道路線の廃止について…………… 24
第 92 号議案	令和 7 年度加須市一般会計歳入歳出決算の認定につい て…………… 29
第 93 号議案	令和 7 年度加須市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について…………… 30
第 94 号議案	令和 7 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳 入歳出決算の認定について…………… 31
第 95 号議案	令和 7 年度加須市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について…………… 32
第 96 号議案	令和 7 年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について…………… 33
第 97 号議案	令和 7 年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特 別会計歳入歳出決算の認定について…………… 34
第 98 号議案	令和 7 年度河野博士育英事業特別会計歳入歳出決算の 認定について…………… 35
第 99 号議案	令和 7 年度加須市水道事業会計利益の処分及び決算の 認定について…………… 36

第 1 0 0 号議案	令和 7 年度加須市下水道事業会計利益の処分及び決算 の認定について	3 7
第 1 0 1 号議案	令和 8 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳 入歳出決算の認定について	3 8

第 8 2 号議案

加須市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

加須市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 22 年加須市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加須市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条中「市の機関に係る申請等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術」を「情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術」に、「行うことができるようにするための共通する」を「手続等を行うために必要となる」に、「市民」を「手続等に係る関係者」に、「を図るとともに、」を「並びに」に、「に資する」を「を図り、もって市民生活の向上に寄与する」に改める。

第 2 条第 2 号中「企業管理規程を含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第 3 号中「市の機関」を「市の機関等」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号を同条第 5 号とし、同条に次の 6 号を加える。

（6） 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（7） 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

第3条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ところにより、」の次に「規則で定める」を加え、「市の機関」を「市の機関等」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の市の機関」を「当該申請等を受ける市の機関等」に、「当該市の機関」を「当該市の機関等」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名

等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の２項を加える。

５ 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

６ 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第２項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第６項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第５項までにおいて同じ。）」とする。

第６条を第１１条とする。

第５条の見出し中「申請等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「少なくとも毎年度１回、市の機関の」を「電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る」に、「に係る電子情報処理組織の使用」を「及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の次に「随時」を加え、同条を第１０条とする。

第４条の見出し中「行政手続」を「市の手続等」に改め、同条第１項中「市の機関」を「市の機関等」に、「行政手続における情報通信の技術の利用」を

「手続等における情報通信技術を活用した行政」に改め、同条第2項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「確保するよう努めなければ」を「確保するために必要な措置を講じなければ」に改め、同条第3項中「市の機関」を「市の機関等」に、「行政手続における情報通信の技術の利用」を「手続等における情報通信技術を活用した行政」に、「当該行政手続」を「当該手続等」に改め、同条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるもの

がある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らか

にする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関等が定めるもの 第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第5条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加須市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第2条第7号に規定する申請等をいう。）について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の加須市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例第2条第4号に規定する申請等をいう。）については、なお従前の例による。

(加須市印鑑条例の一部改正)

- 3 加須市印鑑条例（平成22年加須市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「加須市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例」を「加須市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

令和8年8月28日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

本市の更なる行政手続等の利便性向上を図るため、登記事項証明書等の添付書面等を省略できることとするとともに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に準じ、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

第 8 3 号議案

加須市税条例の一部を改正する条例

加須市税条例（平成 2 2 年加須市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 6 第 1 項中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改め、「同条第 3 項及び租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 3 の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、」を削り、「除く。）」の次に「及び租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加え、同項第 2 号を次のように改める。

（２） 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 6 条の認可（県知事の認可に限る。）を受けた公益信託

第 3 4 条の 6 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（１） 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書

を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が、土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定す

る優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の6第1項、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の6第2項の改正規定並びに附則第7条の4、第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の加須市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の加須市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定によ

り同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年8月28日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長し、及び固定資産税の免税点を引き上げるとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

第 8 4 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市立新保育所新築工事
- 2 施工場所 加須市下高柳一丁目 1 2 番及び 1 3 番
- 3 履行期限 令和 1 0 年 3 月 1 7 日
- 4 請負金額 1 4 億 6 , 3 0 0 万円
- 5 請負業者 小川・久保田特定建設工事共同企業体

代表構成員

埼玉県加須市旗井三丁目 1 8 番地 1 7

小川工業株式会社 大利根営業所

営業所長 竹 ノ 上 伸 市

構成員

埼玉県加須市東栄二丁目 8 番 1 7 号

株式会社久保田建設

代表取締役 久 保 田 宏 宗

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市立新保育所新築工事の請負契約を締結したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出するものであります。

第 8 5 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事
- 2 施工場所 加須クリーンセンター
- 3 履行期限 令和 1 1 年 3 月 3 1 日
- 4 請負金額 1 0 6 億 1 , 5 0 0 万円
- 5 請負業者 東京都港区芝浦三丁目 9 番 1 号
株式会社タクマ 東京支社
支社長 田 邊 靖

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約を締結したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出するものであります。

第 8 6 号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

- 1 財 産 の 種 類 物品
- 2 取 得 物 品 穀物乾燥機
- 3 取 得 金 額 2, 1 7 8 万円
- 4 契約の相手方 埼玉県加須市久下 1 6 7 9 番地
株式会社木村農機
代表取締役 木 村 信 陽

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市ライスセンターで使用する穀物乾燥機を取得したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出するものであります。

第 87 号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり自動車事故による損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求める。

1 相手方 市内の個人

2 事故の概要

令和 8 年 4 月 8 日午前 7 時 20 分頃、加須市花崎一丁目 4 番地 4 先の市道において、選挙管理委員会事務局の職員が運転する公用車が相手方の運転する自動車に衝突し、当該自動車の右前方部を破損させるとともに、相手方に通院治療を要する傷害を負わせたものである。

3 損害賠償の額（物損分） 120 万 6,498 円

4 その他

相手方の人身分に係る損害賠償については、損害額が確定次第、必要な手続を行うものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

自動車事故による損害賠償の額（物損分）を定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、この案を提出するものであります。

第 88 号議案

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
騎 3 8 9 1 号線	日出安字中 9 8 9 番 1 地先	日出安字中 9 8 8 番 3 1 地先	

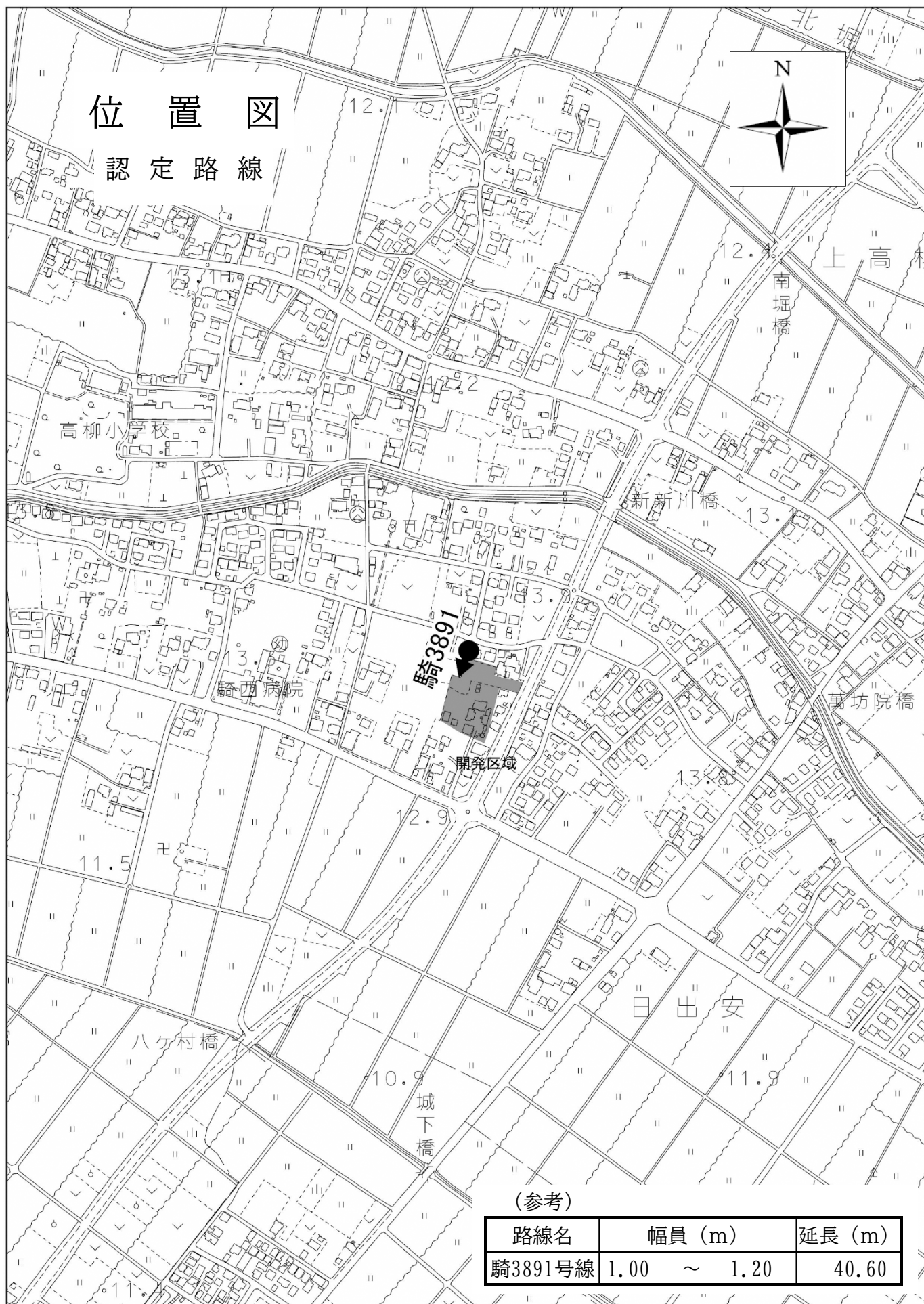
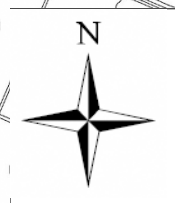
令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

この路線は、開発行為に伴い再編成された道路であり、市道として管理するため認定したいので、この案を提出するものであります。

認定路線



第 89 号議案

市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

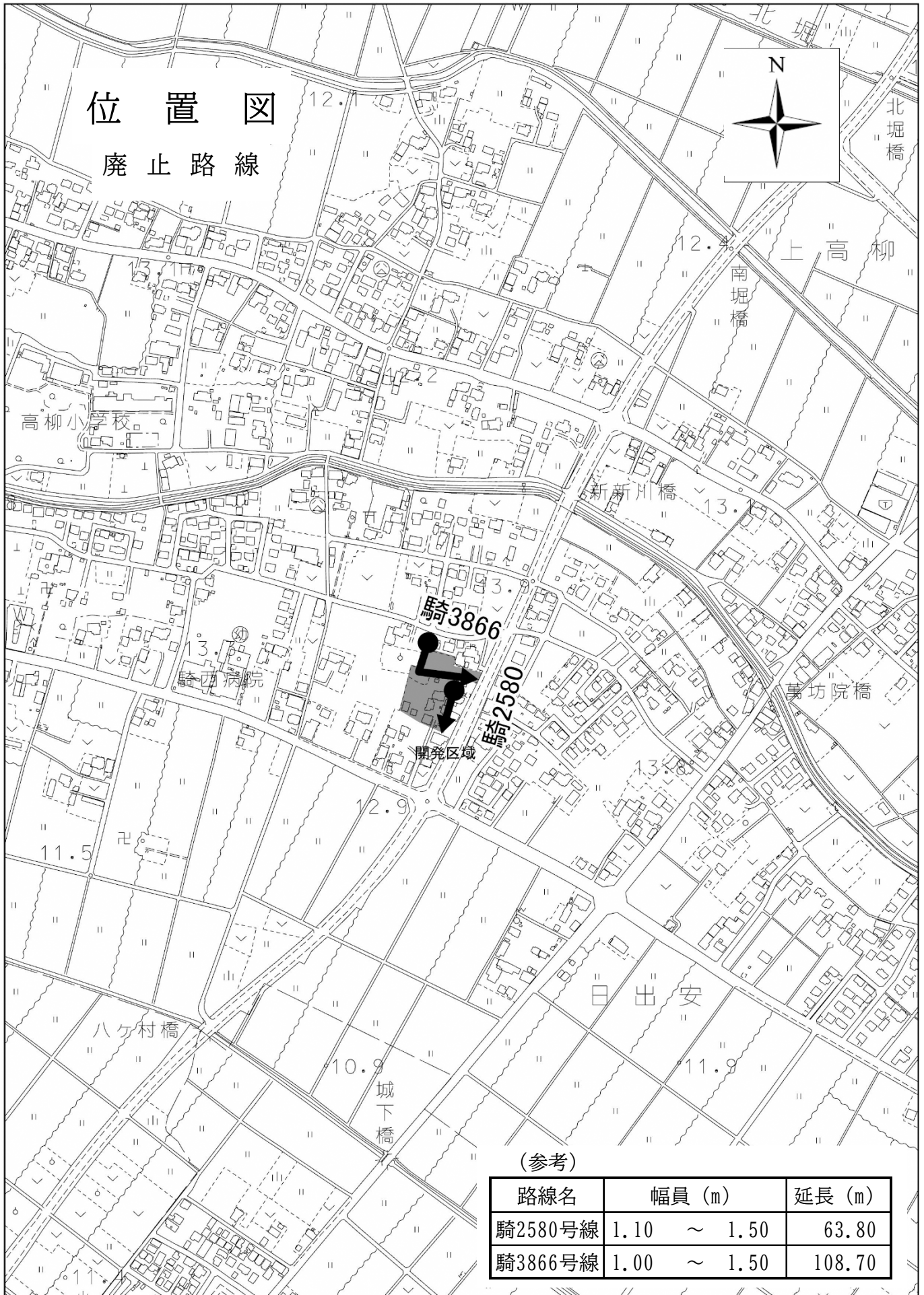
路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
騎 2 5 8 0 号線	日出安字中 9 9 6 番 地先	日出安字中 9 2 6 番 地先	
騎 3 8 6 6 号線	日出安字中 9 2 6 番 1 地先	日出安字中 9 8 9 番 1 地先	

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

これらの路線は、開発行為に伴い不用路線となるため廃止したいので、この案を提出するものであります。



第 90 号議案

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
北 2 0 2 0 号線	柏戸字新田 5 6 3 番 2 地先	柏戸字新田 5 7 1 番 1 地先	
北 2 0 2 1 号線	柏戸字宮 3 9 4 番地 先	柏戸字宮 3 9 5 番地 先	
北 2 0 2 2 号線	柏戸字新田 4 2 8 番 1 地先	柏戸字新田 4 3 4 番 1 地先	
北 2 3 8 0 号線	柏戸字新田 5 2 7 番 1 地先	柏戸字新田 5 3 4 番 1 地先	

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

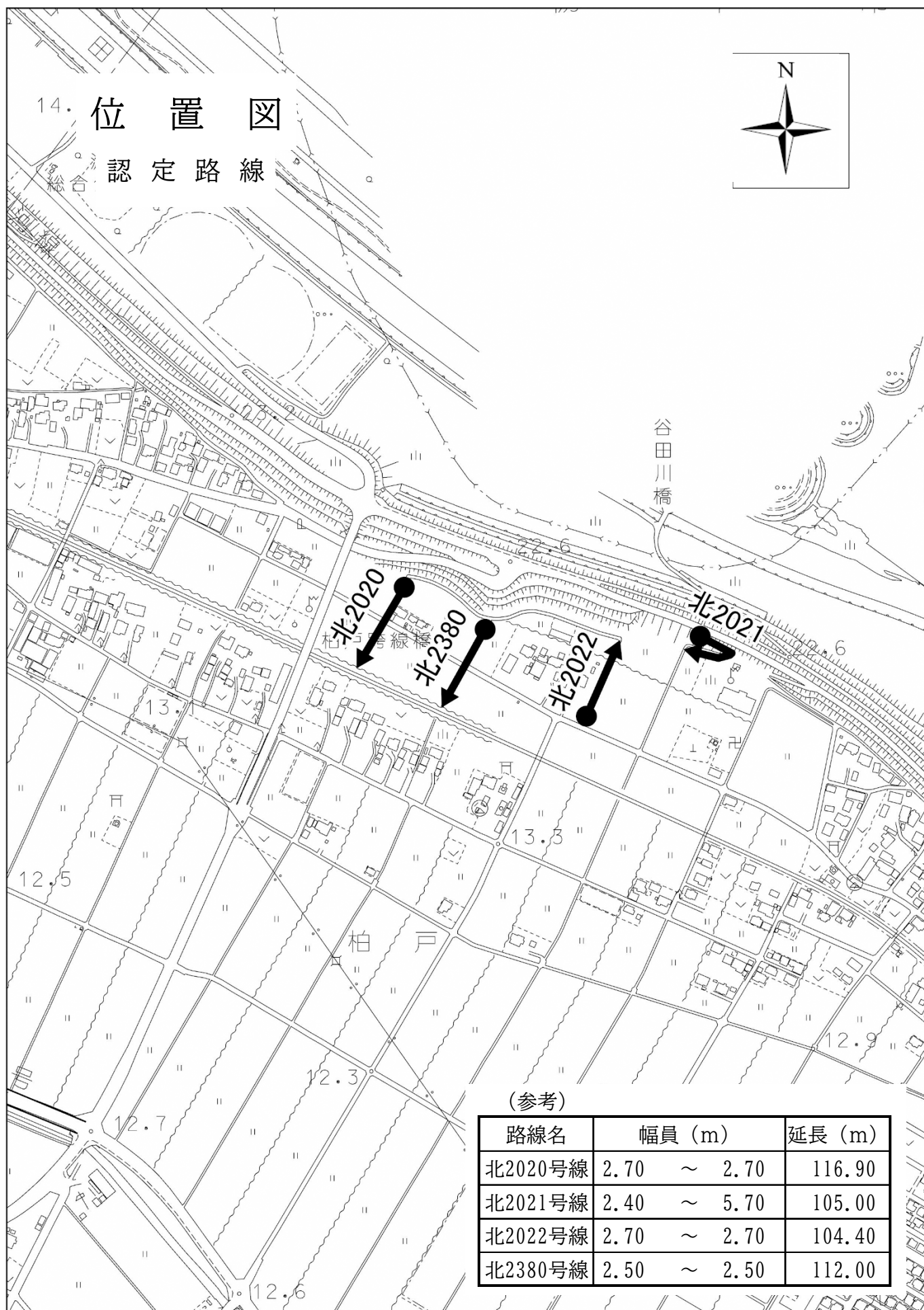
加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

これらの路線は、道路利用状況により再編成された道路であり、市道として管理するため認定したいので、この案を提出するものであります。

14. 位置図

認定路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
北2020号線	2.70 ~ 2.70	116.90
北2021号線	2.40 ~ 5.70	105.00
北2022号線	2.70 ~ 2.70	104.40
北2380号線	2.50 ~ 2.50	112.00

第 9 1 号議案

市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
5 3 5 2 号線	南大桑字下鳩山 1 4 1 3 番 1 地先	南大桑字下鳩山 1 4 1 3 番 4 地先	
騎 1 7 2 4 号線	上種足字十三番 3 4 8 2 番 1 地先	上種足字十三番 3 4 8 3 番 1 地先	
騎 3 2 9 3 号線	日出安字上 1 2 6 8 番地先	日出安字上 1 2 1 5 番 2 地先	
北 2 0 2 0 号線	柏戸字新田 5 6 0 番 地先	柏戸字新田 5 5 4 番 地先	
北 2 0 2 1 号線	柏戸字宮 3 9 4 番地 先	柏戸字新田 5 1 8 番 地先	
北 2 0 2 2 号線	柏戸字新田 4 8 5 番 地先	柏戸字新田 4 7 7 番 地先	

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

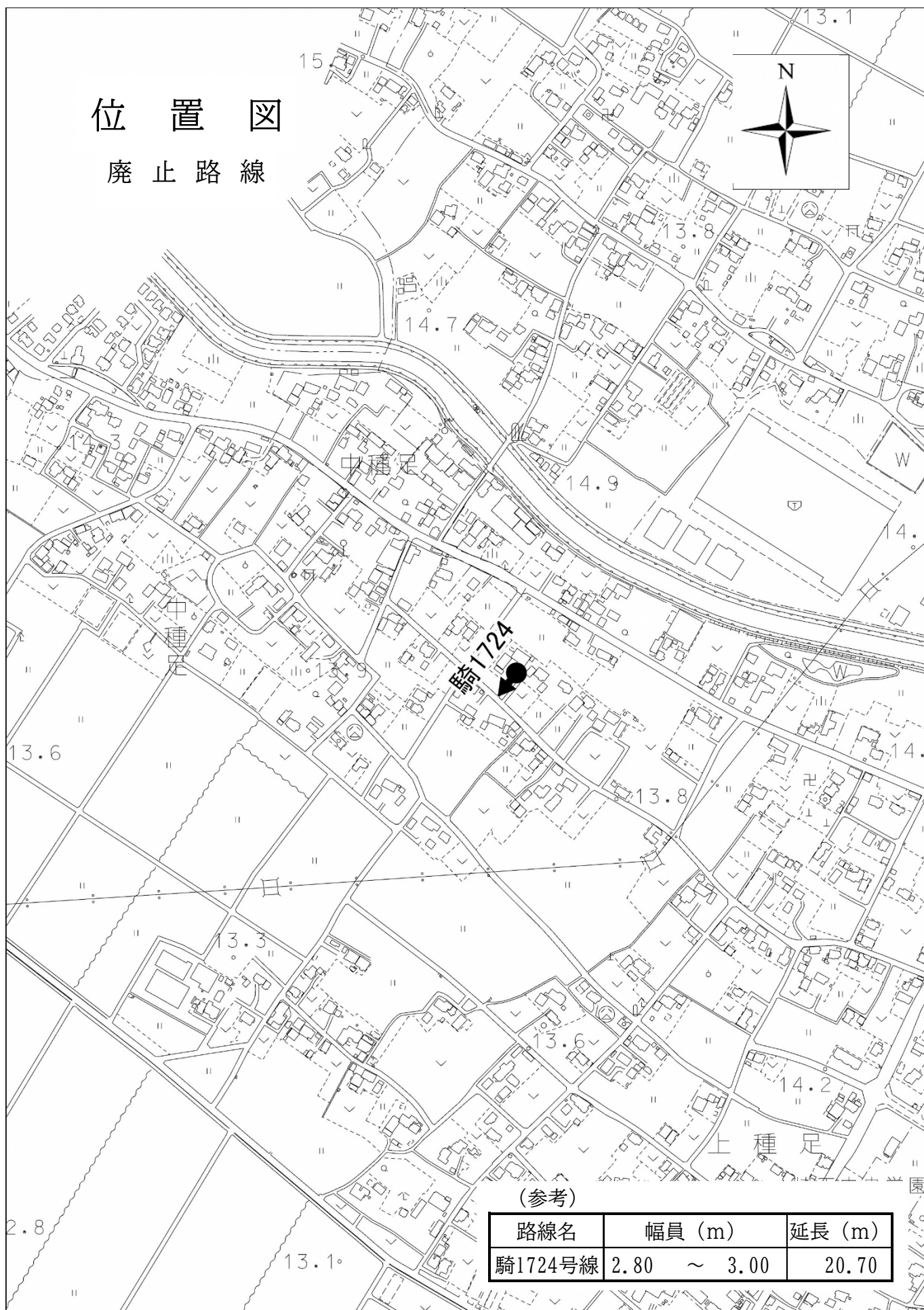
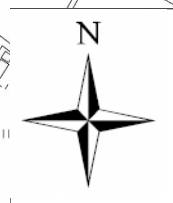
提 案 理 由

これらの路線は、道路利用状況により不用路線となるため廃止したいので、この案を提出するものであります。



位置図

廃止路線



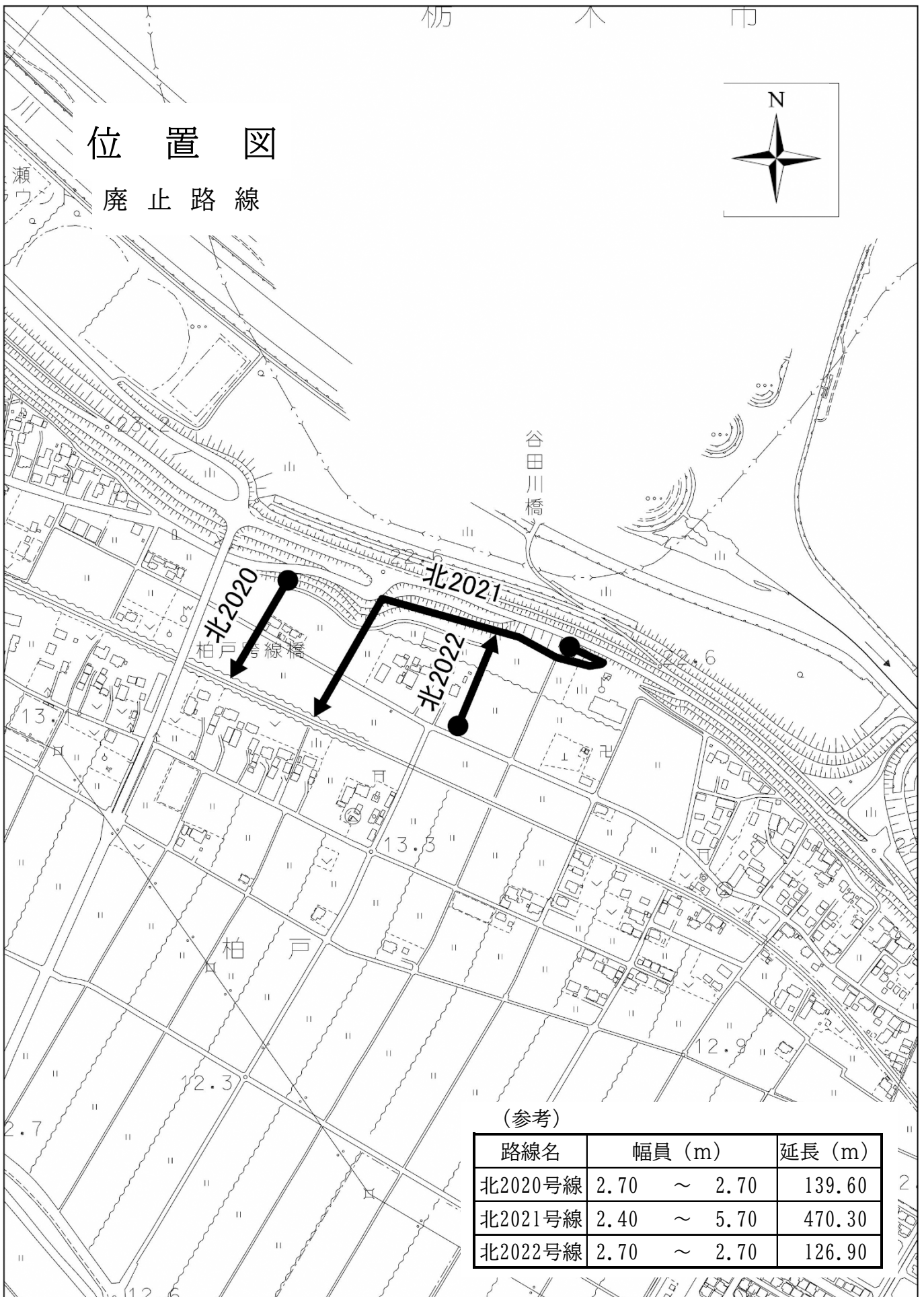
(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
騎1724号線	2.80 ~ 3.00	20.70



位置図

廃止路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
北2020号線	2.70 ~ 2.70	139.60
北2021号線	2.40 ~ 5.70	470.30
北2022号線	2.70 ~ 2.70	126.90

第 9 2 号議案

令和 7 年度加須市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度加須市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

第 9 3 号議案

令和 7 年度加須市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度加須市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

第 9 4 号議案

令和 7 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

第 9 5 号議案

令和 7 年度加須市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度加須市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

第 9 6 号議案

令和 7 年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

第 9 7 号議案

令和 7 年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

第 98 号議案

令和 7 年度河野博士育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度河野博士育英事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

第 99 号議案

令和 7 年度加須市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、加須市水道事業により生じた利益を処分することについて議会の議決を求め、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度加須市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

第 1 0 0 号議案

令和 7 年度加須市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、加須市下水道事業により生じた利益を処分することについて議会の議決を求め、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度加須市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

第 1 0 1 号議案

令和 8 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 8 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕